

入札説明書

1 公告日

令和6年11月21日（木）

2 入札に付する事項

沖縄県土地開発公社土地造成事業に係る可能性調査委託業務（R6）

- (1) 入札方法：一般競争入札（事後審査型）とする
- (2) 履行期間：契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (3) 発注形態：単体発注
- (4) 最低制限価格：設定する

3 入札方法

- (1) 入札書の様式は、沖縄県土地開発公社ホームページに掲載されているものを使用すること。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を提出すること。なお、委任状の様式は沖縄県土地開発公社ホームページに掲載されているものを使用すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

免除（沖縄県財務規則第100条第2項により免除とする。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5の金額を公社に納付しなければならない。）

5 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、7により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する

条件に違反する入札は、無効とする。

(入札の効力)

126 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 入札参加資格のない者のした入札
- 2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- 3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- 4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- 5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- 6) 入札条件に違反した入札
- 7) 連合その他不正の行為があった入札

- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札は、無効とする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

6 落札候補者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札をした者の中から最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 落札候補者がいない場合の措置

開札をした場合において落札候補者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。ただし、入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む。）までとする。

8 契約保証金

免除（ただし、沖縄県財務規則第 101 条の 1 により契約を解除したときは、請負人は損害賠償金として契約金額の 10 分の 1 相当額を会社に納付しなければならない。）